

登記の相談は予約制です

平成27年8月3日(月)から
待ち時間なくご利用いただくため
登記の相談は事前に
相談日時をご予約して
いただいております

次の予約申込先に電話でお申し込みください

予約申込先

宇都宮地方法務局 不動産登記部門	028-623-0916
宇都宮地方法務局 法人登記部門	028-623-0918
宇都宮地方法務局 日光支局	0288-21-0309
宇都宮地方法務局 真岡支局	0285-82-2279
宇都宮地方法務局 大田原支局	0287-23-1155
宇都宮地方法務局 栃木支局	0282-22-1553
宇都宮地方法務局 足利支局	0284-42-8114
宇都宮地方法務局 小山出張所	0285-22-0361

宇都宮地方法務局

ご予約の前に・・・

登記の申請書や添付する書面については、法務省ホームページに様式と説明が掲載されています。こちらをご利用いただければ、登記の相談を受けなくとも登記の申請ができる場合もありますので、ぜひ法務省ホームページをご活用ください。

一般的なインターネット検索サイトを利用して、

1 不動産の登記の場合は、

「法務省 不動産登記申請書」等のキーワードで検索して、
「<http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI79/minji79.html>」から
必要な登記の種類を選択します。



2 会社や法人の登記の場合は、

「法務省 商業法人登記申請書」等のキーワードで検索して、
「<http://www.moj.go.jp/ONLINE/COMMERCE/11-1.html>」から、
必要な登記の種類を選択します。



なお、栃木県司法書士会所属の司法書士による無料法律相談会を、県内5会場で毎週土曜日又は第3土曜日の午前10時から午後3時まで開設しています。

司法書士会のご予約・お問い合わせ先 028-614-1122

予約受付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ご 注 意

1 予約に必要な事項

予約の際に、相談される方のお名前・電話番号・相談の内容をお聞かせください。

2 お受けできる相談内容

相談をされる方は、登記を申請するご本人又はその家族、申請会社等の代表者又は社員等に限定させていただきます。

また、登記すべき事実が発生していないにもかかわらず将来の登記を想定した相談(遺産分割協議書や遺言書の書き方等)や相談される方自身が判断すべき事項の相談は、お受けすることができませんので、公証人又は弁護士等にご相談ください。

3 相談に必要な資料

相談の内容によって相談時にお持ちいただく書面が異なりますが、**登記を申請しようとしている不動産・会社・法人の登記事項証明書等又は現在登記されている内容が分かる書面(登記済証(権利証)や会社等の定款など)を、必ずお持ちください。**

相談に必要な資料をお持ちにならないと、正確なお答えができない場合がありますので、ご注意願います。上部の法務省ホームページをご参照ください。

4 予約のキャンセル等

予約された時間に遅れないようにお越してください。予約をキャンセルする場合や来庁が10分以上遅れる場合は、必ず連絡をお願いします。

連絡がなく10分以上遅れた場合は、再度、別の日時での予約をしていただく必要があります。

5 相談時間

1回の相談時間は、20分から30分以内といたします。これを大幅に超えた場合は、相談を中断させていただきますので、次回の予約をお願いします。

なお、複雑な相談内容等で、あらかじめ相談時間が1時間程度を要すると見込まれる場合は、相談時間を調整しますので、お申し出ください。

6 資格者代理人による相談

この予約制の相談は、一般の申請人の方を対象としています。

資格者代理人(司法書士・土地家屋調査士・弁護士等)は、相談票の提出をお願いします。